

# 自衛隊のイラク派兵は憲法9条違反だ!

4・17 名古屋高裁判決

署名に  
ご協力を

!

4・17名古屋高裁違憲判決とはなにか?

「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」のサイトより転載します

2008年4月17日、名古屋高等裁判所で控訴審判決が言い渡されました。法廷には約200名が詰めかけ、感動の瞬間を共有しました。

私たちは、この判決を受けとめて上告せず、5月2日にこの判決が確定しました。

「現在イラクにおいて行なわれている航空自衛隊の空輸活動は、(中略)武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」(2008年4月17日名古屋高裁判決より)

また、「平和的生存権は具体的権利である」ことも書かれています。

## 福岡高裁は弁論を再開せよ!

自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本

### 控訴審で、西裁判長は、いきなり結審しました

私たちは「自衛隊のイラク派兵は憲法違反」と国を訴えた裁判で、熊本地裁の原告敗訴の判決を受け、福岡高裁に控訴しました。

ところが、その控訴審第1回目の2008年7月14日、福岡高裁の西裁判長は、弁護士のわずか15分の意見陳述の後、10月6日に判決を言い渡すと告げ、結審してしまいました。

### イラク派兵の実態を明らかにする事から逃げたのです

平和を願う全ての皆さま!

憲法違反のすべての海外派兵をやめさせるために、  
弁論再開を求める署名にご協力下さい

### 自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本

- ▶ 2005年3月、派兵差し止め・違憲確認などを求め、熊本地裁へ提訴。(原告数75名)
- ▶ 2008年2月、原告敗訴の判決
- ▶ 3月、福岡高裁へ控訴 (45名)

(共同代表) 藤岡崇信・牟田喜雄・中松健児  
(連絡先) 熊本市本荘2-6-1-107 TEL096-366-0447  
(ホームページ) <http://www.sensohoki.jp/haheiiken-k/>